

学校業務検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市立学校における教職員の業務をより効率的に行うことで、教職員が児童生徒と向き合う時間の確保を図るなど、円滑な学校運営に資するため学校業務検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 教職員の業務の効率化に向けた検討に関すること。
- (2) 学校の管理運営の円滑化に向けた検討に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員により組織し、別表第1に掲げる職員をもって充てるものとする。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認める場合には、関係職員の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(部会)

第5条 委員会は、第2条各号に定めるものに関し、必要な調査及び検討を行うため、次の部会を設置するものとし、その委員は別表第2に掲げる職員をもって充てるものとする。

- (1) 教育活動部会
- (2) 事務運営部会

2 部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

3 部会長は、必要があると認める場合には、関係職員の出席を求め、意見等を聴取することができる。

4 各部会長は、当該部会の事務を総括し、調査及び検討の内容について、進捗状況等を把握するとともに、委員会において部会を代表して報告等を行うものとする。

(プロジェクトチーム)

第6条 委員会は、緊急かつ特に必要と認める調査及び検討を行うため、プロジェクトチームを設置することができるものとし、その構成員は、委員長が指名する職員をもって充てるものとする。

2 プロジェクトチームは、調査及び検討の結果について、委員会に報告等を行うものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育委員会事務局総務部教育改革推進担当に置く。

2 各部会の事務局は、部会長が属する課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

(学校業務効率化検討委員会設置要綱の廃止)

2 学校業務効率化検討委員会設置要綱（平成18年7月18日付け18川教庶第512号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委員長	教育次長
副委員長	総務部担当部長（教育改革推進担当）
委員	総務部長
委員	教育環境整備推進室長
委員	職員部長
委員	学校教育部長
委員	健康給食推進室長
委員	生涯学習部長
委員	総合教育センター所長
委員	各校長会長
委員	庶務課長
委員	企画課長
委員	教育改革推進担当担当課長
委員	教職員企画課長

別表第2（第5条関係）

教育活動部会	部会長	指導課長
	委員	教育改革推進担当担当課長
	委員	人権・共生教育担当課長
	委員	指導課担当課長
	委員	健康教育課長
	委員	総合教育センターカリキュラムセンター室長
	委員	総合教育センター特別支援教育センター室長
	委員	総合教育センター教育相談センター室長
	委員	各学校長会代表

事務運営部会	部会長	教育改革推進担当担当課長
	委員	庶務課長
	委員	企画課長
	委員	学事課長
	委員	教育環境整備推進室担当課長
	委員	教職員企画課長
	委員	教職員企画課担当課長
	委員	教職員人事課長
	委員	給与厚生課長
	委員	指導課長
	委員	健康教育課長
	委員	健康給食推進室担当課長
	委員	生涯学習推進課長
	委員	総合教育センター情報・視聴覚センター室長
	委員	各教頭会代表